

令和8年3月11日

神戸市指定給水装置工事事業者 各位
神戸市排水設備指定工事者 各位

神戸市

指定工事店制度の一部改正のお知らせ

近年の大規模災害の教訓より、災害からの早期復旧・復興には他都市の工事業者の応援体制の構築が大切であることから、給水装置工事及び排水設備工事の分野においても応援体制の構築が可能となるよう、神戸市水道条例及び神戸市下水道条例施行規則を一部改正します。

(記)

1 改正の概要

災害その他非常時において、本市が応援業者の協力が必要と認めた場合に限り、「他都市の指定工事店」による給水装置工事と排水設備工事を可能とします。

工事種別	現行	改正(案)
給水装置工事	本市の水道事業管理者が指定した工事業者だけが工事可能	災害等非常時に、本市が必要と認めた場合に限り、他の水道事業管理者が指定した工事業者も工事可能
排水設備工事	神戸市長が指定した工事業者だけが工事可能	災害等非常時に、本市が必要と認めた場合に限り、他の公共下水道管理者が指定した工事業者も工事可能

2 施行日

令和8年4月1日(水)施行(予定)

3 災害時の応援業者に求める手続き等

(1) 給水装置工事

神戸市で給水装置工事を行おうとする応援業者に対して、他の水道事業者から指定を受けたことを証する書面や応援期間等の届出を求めます。

(2) 排水設備工事

神戸市で排水設備工事を行おうとする応援業者に対して、他の下水道管理者から指定を受けたことを証する書面や応援期間等の届出を求めます。

以上

【担当課】

┆ 神戸市水道局給水課(審査担当)

┆ 神戸市建設局下水道部管路課(排水設備担当)